

堺市公報 第50号	平成30年12月21日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 【建築都市局都市計画部都市景観室】 .....	2
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】 .....	2
○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】 .....	3
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】 .....	7
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】 .....	8
○計量法に基づく指定定期検査機関の指定について 【市民人権局市民生活部消費生活センター】 .....	9
○堺市立歴史文化にぎわいプラザの臨時休館について 【文化観光局観光部観光推進課】 .....	9
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】 .....	9
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農水産課】 .....	10
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について 【産業振興局農政部農水産課】 .....	15
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 .....	15

- 都市計画法に基づく工事の完了について  
【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………16
- 都市計画法に基づく工事の完了について  
【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………16

**規 則**

堺市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月21日

堺市長 竹山修身

堺市規則第103号

堺市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

堺市屋外広告物条例施行規則（平成8年規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中「または」を「又は」に改める。

様式第12号中「第12条第2号」を「第11条の3第2号」に改める。

様式第28号中「堺市市屋外広告物条例」を「堺市屋外広告物条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

堺市告示第431号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年12月21日

堺市長 竹 山 修 身

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
くるみ薬局	堺市北区北花田町3-45-40-102	薬局	平成30年12月1日
あしたば北野田薬局	堺市東区丈六160-6	薬局	平成30年12月1日
みんなの薬局 深阪店	堺市中区深阪2丁16番44号	薬局	平成30年12月1日

堺市告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 道路の種類 府道及び市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
東上野芝1号線	堺区東上野芝町1丁目14番5地先	旧	3.98 4.01	26.99	(t073) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区東上野芝町1丁目14番6地先	新	4.00 4.01		
福田2号線	中区福田790番1地先	旧	3.50 3.63	9.37	(7018) 開発に伴う寄付 関係分
	中区福田790番10地先	新	4.13 4.16		
大美野高松1号線	東区高松482番3地先	旧	2.21 3.11	17.14	(o285) 開発に伴う寄付 関係分
	東区高松482番3地先	新	3.41 3.85		
高松1号線	東区高松482番3地先	旧	2.52 3.10	28.48	(y108) 開発に伴う寄付 関係分
	東区高松482番1地先	新	3.61 3.90		
西野28号線	東区西野187番8地先	旧	1.88 3.18	10.48	(=060) 開発に伴う寄付 関係分
	東区西野187番8地先	新	2.94 4.00		
日置荘田中2号線	東区日置荘田中町285番地1地先	旧	2.76 3.39	22.49	(t180) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘田中町285番地4地先	新	4.00 4.00		
日置荘西日置荘田中1号線	東区日置荘田中町285番4地先	旧	3.02 3.40	17.77	(t187) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘田中町285番3地先	新	4.00 4.00		
鳳東12号線	西区鳳東町5丁目487番47地先	旧	3.88 4.29	12.66	(o223) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳東町5丁目487番47地先	新	4.29 4.70		
鳳南22号線	西区鳳南町4丁目388番3地先	旧	1.60 2.03	18.27	(o261) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳南町4丁目388番3地先	新	3.15 3.37		
浜寺諏訪森中4号線	西区浜寺諏訪森町中1丁目9番6地先	旧	3.70 3.87	30.31	(h199) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺諏訪森町中1丁目18番1地先	新	3.85 3.94		
浜寺諏訪森中7号線	西区浜寺諏訪森町中1丁目18番1地先	旧	3.67 3.84	18.34	(h202) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺諏訪森町中1丁目18番1地先	新	3.97 4.14		

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
浜寺元鳳北3号線	西区鳳北町6丁358番18地先	旧	3.57 5.14	16.01	(ハ293) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳北町6丁358番18地先	新	4.13 5.70	16.01	
金岡18号線	北区金岡町892番2地先	旧	2.17 2.33	27.23	(カ176) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町892番2地先	新	3.44 3.52	27.23	
金岡62号線	北区金岡町2380番1地先	旧	1.15 2.90	18.09	(カ220) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町2380番1地先	新	2.90 4.45	18.09	
百舌鳥赤畑2号線	北区百舌鳥赤畑町3丁145番3地先	旧	6.49	22.26	(モ28) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥赤畑町3丁145番4地先	新	7.25	22.26	
百舌鳥赤畑25号線	北区百舌鳥赤畑町3丁145番4地先	旧	4.87	15.61	(モ51) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥赤畑町3丁145番5地先	新	5.44	15.61	
百舌鳥梅北9号線	北区百舌鳥梅北町2丁87番1地先	旧	5.63	18.28	(モ118) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥梅北町2丁87番1地先	新	6.81	18.28	
百舌鳥梅北18号線	北区百舌鳥梅北町2丁87番1地先	旧	3.78 5.93	20.22	(モ127) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥梅北町2丁87番1地先	新	5.87 8.02	20.22	
大饗5号線	美原区大饗193番2地先	旧	2.09 3.52	52.09	(モ603) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区大饗86番5地先	新	5.70 10.69	52.09	
浜寺石津東浜寺諏訪森東1号線	西区浜寺諏訪森町東3丁342番6地先	旧	4.50 4.55	14.22	(ハ124) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区浜寺諏訪森町東3丁342番5地先	新	4.61 4.63	14.22	
和田11号線	南区和田東317番3地先	旧	3.50 3.69	23.49	(ワ011) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	南区和田東317番8地先	新	4.15 4.20	23.49	
堺羽曳野線(旧)	北区野遠町28番16地先	旧	4.74 4.78	17.81	(F031) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区野遠町28番17地先	新	5.26 5.28	17.81	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
野遠42号線	北区野遠町28番10地先	旧	6.70	8.84	(122) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
		新	11.30		
	北区野遠町28番10地先	旧	6.70	8.84	
		新	11.70		

公 告

堺市公告第805号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月21日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
デジタルシグナルプロセッサーほか（堺市民芸術文化ホール） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
平成30年11月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ヤマハサウンドシステム株式会社 大阪営業所  
所長 岸本 一史  
大阪府大阪市淀川区西中島4丁目7-18
- 5 落札金額  
¥38,858,400-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年10月10日

堺市公告第806号

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月21日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
パワーアンプほか（堺市民芸術文化ホール） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
平成30年11月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ヤマハサウンドシステム株式会社 大阪営業所  
所長 岸本 一史  
大阪府大阪市淀川区西中島4丁目7-18
- 5 落札金額  
¥25,432,488-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年10月10日



堺市公告第807号

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関を指定したので、同法第159条第3項第1号の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月21日

堺市長 竹山修身

| 指定日        | 指定した機関                             | 対象業務       |
|------------|------------------------------------|------------|
| 平成30年12月9日 | 大阪府大東市新田本町11番37号<br>一般社団法人 大阪府計量協会 | 定期検査の業務の全部 |

堺市公告第808号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）第27条第1項第2号の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザの臨時休館の日時を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第26条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月21日

堺市長 竹山修身

1 休館日

平成31年1月16日（水）

2 休館理由

全館を使用した自衛消防、防火訓練等の実施のため。

堺市公告第809号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

平成30年12月21日

堺市長 竹山修身

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クロスモール

堺市南区原山台五丁9番5号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

オリックス・インテリア株式会社

代表取締役 水上 裕

堺市南区原山台五丁9番1号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

平成30年2月28日

5 届出年月日

平成30年12月6日

~~~~~  
堺市公告第810号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のと

おり公告する。

平成30年12月21日

堺市長 竹山修身

平成30年度 第9号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定  
により、農用地利用集積計画を定める。

平成30年12月6日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	地積(㎡)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法		
堺市北区金剛町2164番地1	芝尾 恭典	中区御器北	2294	832	堺市中区御器北38	松川 安治	使用貸借による権利	田として利用	平成31年1月1日	平成33年12月31日	-	-		
		東区日置庄原寺町	329-1	1,533	堺市北区長曾根町704	東野 表明	使用貸借による権利	田として利用	平成31年1月1日	平成33年12月31日	-	-		
		東区石原町3丁	161	1,527	堺市東区石原町4丁307	増田 祥子	使用貸借による権利	田として利用	平成31年3月1日	平成34年2月28日	-	-		
		東区八下町1丁	47	1,309										
		東区八下町1丁	48-1	1,103										
堺市西区菱木4丁2725番地	井上 和夫	西区山田4丁	1508	1,021	堺市西区菱木4丁2762番地1	竹田 定	使用貸借による権利	田として利用	平成31年3月1日	平成34年2月28日	-	-		
堺市南区稲葉2丁1737番地	寺山 久	南区稲葉2丁	1786-1	1,137	大阪府高石市取石2-15-2	東野 敬太	使用貸借による権利	田として利用	平成31年3月1日	平成34年2月28日	-	-		
堺市中区深阪2丁3-45	小西 壽一	南区小代	241-1	1,089	堺市南区竹城町2丁8-11	盛尾 政和	使用貸借による権利	田として利用	平成31年3月1日	平成34年2月28日	-	-		
堺市南区俣23番地	土谷 眞悟	南区俣	115	796	堺市北区中百舌町4丁15-5	吉田 和史	使用貸借による権利	田として利用	平成31年3月1日	平成34年2月28日	-	-		
	5名		9筆	10,347		7名								

**使用貸借**

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



堺市公告第811号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月21日

堺市長 竹山修身

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室平成30年度第4四半期の利用料金

1	簡単に作れるパン&バター教室	1,000円	通年
2	メロンパン教室	1,100円	通年
3	ソーセージ教室	1,400円	通年
4	バター作り教室	500円	通年
5	あんぱん教室	900円	1・2月度
6	いちごタルト教室	1,500円	1・2月度
7	いちごラボ いちごタルト教室	2,000円	1・2月度
8	いちごラボ いちご大福教室	1,800円	1・2・3月度
9	いちご大福教室	1,300円	1・2・3月度
10	いちごアイス教室	900円	3月度
11	いちごメロンパン教室	1,300円	3月度
12	いちごラボ いちごパフェ教室	1,800円	3月度

堺市公告第812号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月21日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域  
南区小代198番5の一部及び198番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市南区小代350番地  
大仲 清司（小代自治会会長）

~~~~~

堺市公告第813号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月21日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域  
北区南花田町354番1及び354番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市北区南花田町315番地1  
辻野 真徳

~~~~~

堺市公告第814号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月21日



堺市長 竹 山 修 身

- 1 開発区域  
南区高尾一丁359番1及び359番11
  
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市中区小阪399番1  
株式会社ロジックナンカイ  
代表取締役 奥平 勉